

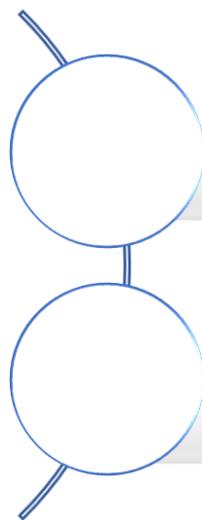
10. 施策の実施計画の策定・実施

10-1 実施すべき施策の方向性

本計画の目標や前章までに述べた保存・活用・整備等における方向性を実現するため、今後、実施すべき施策は、その目的や性格により、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存と活用を技術的に実現する「整備事業」の3つに区分して取り組むものとする。

- ・保存事業では、従来どおりの法的・行政的な事務のほか、発掘調査の進展が前提となるものなど、種々の条件に応じた実施が求められる。
- ・活用事業では、現況を活かして実施できるソフト的な活用や、整備が前提となる活用が想定される。
- ・整備事業は、すでに顕在化している保存上の課題への対処や安全性の確保など、緊急的に実施すべき整備のほか、中・長期的な視野で保存環境の改善を図るための各種の整備を行う。また、活用を目的とした整備についても、ガイド機能の更新や増設など軽微なものは短期に行うなど、実施計画は短期・中長期等に区分したうえで、計画的に実施することが必要となる。

以上から、実施すべき施策の実施計画は、その方向性を次のように設定する。



実施すべき施策は、その目的や性質に応じ、「保存事業」・「活用事業」・「整備事業」に区分して、項目を定める。

●施策の実施時期は、即応的に実施すべきものを短期に区分、より具体的な計画等の策定のうえで行うべきものを中・長期に区分して定める。

10-2 施策の実施区分

ここでは、施策の実施区分と主な項目を示す。

【保存事業の主な内容】

- ・地権者や地域住民に史跡の価値と本計画の主旨を説明し、文化財の保護や景観の保全に理解と協力を求める。
- ・現状変更の考え方に従って史跡保護に関する協議、調整、許認可事務を行う。
- ・史跡の定期的な点検業務を行う。
- ・劣化や崩落のある箇所、懸念される場への保存対策を行う。
- ・潜在する価値を把握し、史跡の価値をさらに明らかにするための発掘調査を計画的に行う。
- ・必要に応じた追加指定の検討を行う。
- ・地域住民と協働した円滑な維持管理を進める。

【活用事業の主な内容】

- ・学校教育・社会教育・観光等の担当課と協議し、目的に応じた効果的な手法により、積極的な情報発信を行う。
- ・史跡と周辺環境・関連文化財や既存の文化施設と連携したストーリーづくりと動線・周遊ルートを設定し、PRする。
- ・伊奈氏の歴史を活かしたまちづくりや屋敷跡の保存・活用の技術の調査研究を進める。
- ・伊奈氏を表すテーマでの情報発信とPRを行ないイメージづくりを進める。

【整備事業の主な内容】

- ・史跡の価値や地域の歴史文化を幅広い対象へ向け、わかりやすく伝えることができる情報発信装置（案内板・解説板・アプリケーション等）を整備する。
- ・史跡の範囲や周辺の丸山沼（原市沼）等との関連を明示する標識や説明板を設置する。
- ・県有地や協働する範囲の樹木管理（間伐、枝打ち他）を行う。
- ・地域と協働した円滑な維持管理を進めるための施設整備等を行う。
- ・見学の安全性や利便性を確保するために必要な便益施設などの整備を行う。
- ・地域コミュニティの活動の拠点、地域や来訪者の交流の場となる施設の整備を行う。
- ・樹木間伐等による屋敷内の景観形成を進める。
- ・発掘調査の成果に応じた埋蔵文化財の公開・活用のための整備を行う。

【運営・体制整備の主な内容】

- ・（仮称）地元協議会を軸とした保存管理の体制を構築する。
- ・保存活用を円滑に実施するため庁内体制を充実させる。
- ・（仮称）地元協議会に加え、住民や関連団体との連携強化を段階的に進め、運営組織の充実化を図る。

10-3 実施計画の総括表

これまでに検討した各施策の内容を概ね5ヵ年において実施する短期計画、概ね10～15年後までに実施する中期計画として整理し、総括表として示した。

なお、それ以降に実施する事業は長期計画とし、発掘調査の進展や環境調査等による経過観察など必要条件が整理できれば中期計画中に示すこととする。

■事業計画

事業計画	短期計画		中期計画	長期計画
調査研究	・内容確認のための発掘調査の実施		・整備工事に伴う事前の発掘調査の実施	
保存管理	・史跡等の価値や保存活用計画の周知			
	・保存管理の取扱い基準に従った協議、調整、確認調査、許認可事務			
	・整備基本計画の策定	・実施設計の策定	・実施設計の策定	・保存活用計画の見直し
追加指定	・発掘調査成果等に応じて、史跡の本質的価値と密接に関連する遺構・遺物、一体的に保存が必要な範囲の追加指定を行う			
活用	現況を生かした活用 ・地域学習の場として活用 ・観光・レクリエーション ・地域コミュニティの場（共有地等を利用） ・文化財説明会の実施		整備事業を実施しての活用 ・同左 ・地元NPO、NGO、商工観光との連携したイベント他	保存活用計画を見直したうえでの活用 ・同左 ・交流拠点等を中核とした周辺文化財等や諸施設との連携強化による活用
整備	即応的な保存・活用に必要な簡易な整備 ・一部堀や土塁、切岸等の斜面保護の対策 ・蔵屋敷跡の樹木間伐 ・標柱復活や説明板の整備 史跡の整備基本計画策定後に行う整備 ・裏門跡付近の遺構整備		整備基本計画を踏まえた活用のための整備 ・動線・便益施設の整備 ・交流施設整備（史跡外） ・その他環境整備 ・解説アプリケーション制作	保存状況を検証したうえでの追加の整備 ・二の丸の整備 ・その他環境整備
運営体制	既存の体制を軸とした管理運営 ・行政内部の連携強化 ・地元協議会との情報交換		地元住民や市民、関係団体を組織した体制の強化 ・イベント開催等 ・具体的な活用計画の策定	・管理体制の確立
	体制づくりの準備 ・住民や諸団体に向けての積極的な情報発信 ・住民と行政との協働による保存活動の体験実施		活用の段階的な進展 ・ツアーガイドの育成 ・保存に関わる住民支援方法の構築 ・自主事業の展開やボランティア活動の受入れ	活用の展開 ・活用計画に基づく事業展開
史跡外で保存と活用にかかわる事業	・観光等と連携した積極的な情報発信 ・史跡と保存活用計画の周知		・同左 ・調整	・同左 ・関連整備